

要約 京都議定書





財団法人 地球環境戦略研究機関

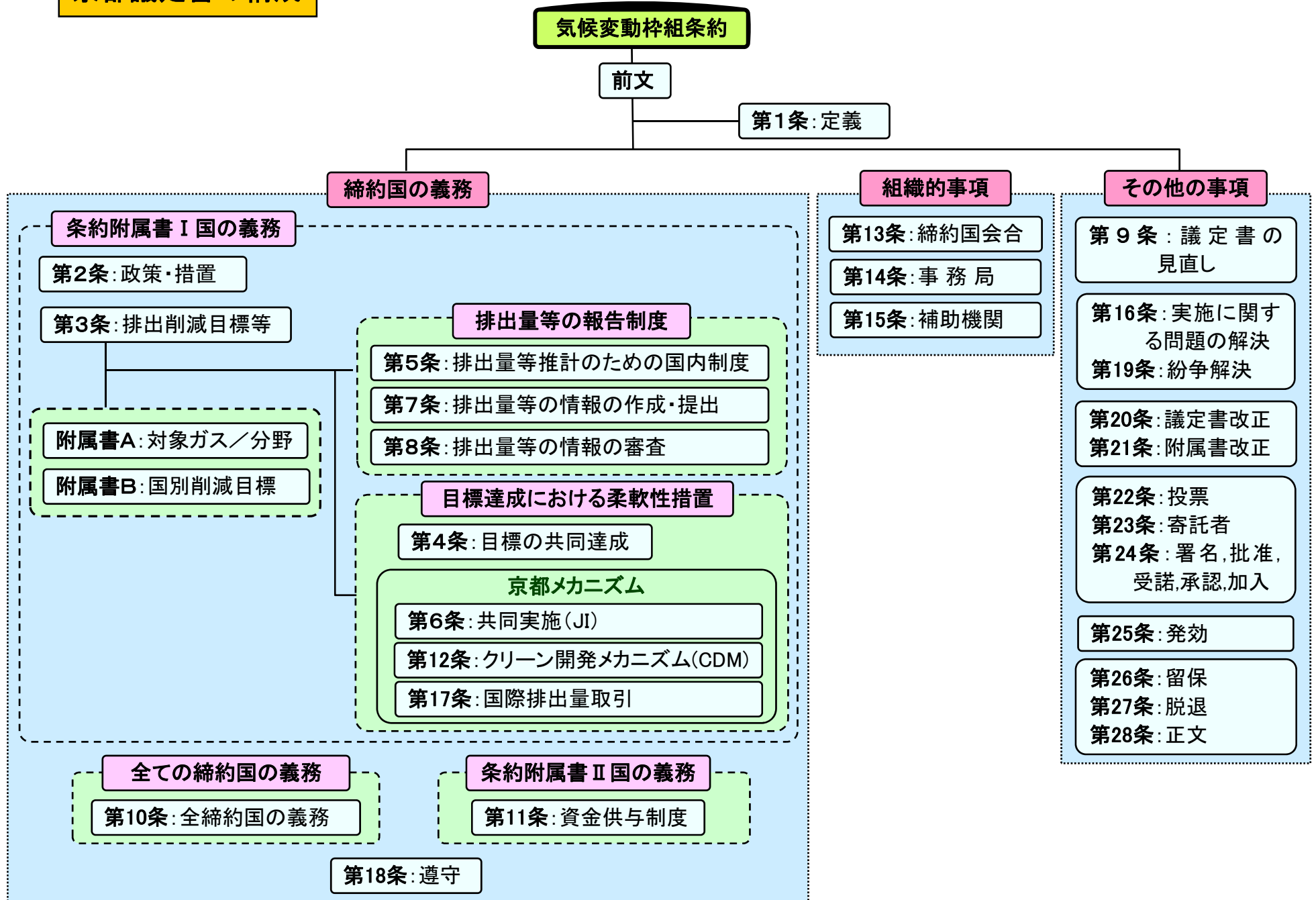
市場メカニズムプロジェクト 水野 勇史 編

要約・京都議定書は、京都議定書の条文を簡易に説明したものであり、そのために多くの場合、条文内容の割愛や意識をしています。正確な内容・言葉遣いについては原文及び公定訳を参照してください。また注及び青字は編者が挿入したものです。

本資料の内容は編者の見解であり、IGESとしての見解を述べたものではありません。

転載・引用する場合、出所を明記して下さい。明記せずに転載・引用することは固くお断り致します。

京都議定書の構成



前文 この議定書の締約国は、気候変動枠組条約の第2条に定められた究極的な目的(注:大気中の温室効果ガス濃度を安定化)を達成するため、条約第3条(注:共通だが差異のある責任等、条約の原則)を指針とし、ベルリン・マニフェスト(注:1997年のCOP3までに温室効果ガスの数値目標を含む議定書に合意する等)に従って、次のとおり合意した。

第1条 定義 この議定書では条約第1条の定義を適用する。加えて以下を適用する。

1項 「COP」とは、条約の締約国会議(Conference of Parties)をいう。(注:ちなみにCMPは京都議定書の締約国会合のこと)

2項 「条約」とは、国連気候変動枠組条約(UNFCCC:United Nations Framework Convention on Climate Change)をいう。

3項 「IPCC」とは、気候変動に関する政府間パネル(IPCC:Intergovernmental Panel on Climate Change)をいう。

4項 「モントリオール議定書」とは、オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書をいう。

5項 「出席し、かつ投票する締約国」とは、出席し、かつ賛成票又は反対票を投ずる締約国をいう。

6項 「締約国」とは、文脈により別に解釈される場合を除くほか、京都議定書の締約国をいう。

7項 「附属書I国」とは、条約の附属書Iに掲げる締約国(注:OECD加盟国、中・東欧諸国、ロシア、ウクライナ等)、又は条約第4条2(g)(注:非附属書I国の自発的な拘束)に基づいて通告を行った締約国をいう。

第2条 政策・措置

1項 附属書I国は、第3条に基づく排出削減の数値目標の達成及び持続可能な開発の促進のために、以下を行う。

(a) 自国の事情に応じて、次のような政策・措置について実施等する。

(i)~(viii) 省エネルギー、HFC等3ガスの削減、新規植林・再植林、持続可能な農業の促進、再生可能エネルギー・CO₂隔離・環境技術等の研究開発・利用促進、市場手段の適用、運輸部門における削減、廃棄物処理やエネルギー輸送時のメタンの削減等

(b) 政策・措置の効果を高めるため、附属書I同士が協力する。CMPは第1回会合又はそれ以降速やかに、協力を促進する方法について検討する。

2項 **【国際輸送燃料からの排出削減】** 附属書I国は、国際民間航空機関(ICAO)及び国際海事機関(IMO)を通じて、国際航空・船舶用の燃料からの温室効果ガスの排出削減を追求する。

3項 **【政策・措置の実施に伴う悪影響】** 附属書I国は、気候変動の悪影響、国際貿易への悪影響(注:政策・措置を実施することに伴うもの)、特に条約第4条8・9項に規定されている途上国(島嶼国、低地国、乾燥地域・砂漠化地域を有する国、化石燃料の輸出等に大きく経済依存している国、後発開発途上国等)への社会・環境・経済上の悪影響を最小限にする方法で、政策・措置を実施するよう努力する。CMPは、この規定の実施を促進するため、追加の措置をとることができる。

4項 **【政策・措置の調整】** CMPは、各国の様々な事情や潜在的な影響を考慮した上で有益であると決定する場合に、本条1項(a)に規定する政策・措置の調整を行うための方法・手段を検討する。

第3条 排出削減目標等

- 1項 **【数値目標、基準年、目標年】** 附属書 I 国全体の温室効果ガス(京都議定書附属書Aに記載されている6種類)の排出量を2008年～2012年(約束期間)までに1990年(基準年)比で少なくとも5%削減することを目指す。それぞれの附属書 I 国は、個別に又は共同して、CO₂換算の温室効果ガス排出量が京都議定書附属書Bに記載されている数字に従って算定される数値目標(割当量)を超えないことを確保する。
- 2項 **【明らかな進展】** 附属書 I 国は、2005年までに、京都議定書に基づく約束の達成について明らかな進展(demonstrable progress)を示す。
- 3項 **【吸収源活動】** 直接的、人為的な活動に基づく土地利用の変化及び林業(1990年以降の新規植林、再植林及び森林減少)による温室効果ガスの吸収量等(炭素蓄積の変化)は、附属書 I 国の数値目標の達成に活用可能(注:炭素蓄積が純減の場合は排出となる)。吸収量については、透明で検証可能な方法により報告し、第7条・第8条に従って審査される。
- 4項 附属書 I 国は、SBSTAによる検討のため、CMP1までに1990年の吸収量及びそれ以降の炭素蓄積の変化量の推計に関する資料を提供する。**【追加的吸収源活動】** CMP1は第1回会合又はそれ以降速やかに、IPCCやSBSTAでの検討、COP決定等を踏まえて、追加的吸収源活動における吸収量等の算定方法、規則及び指針(ガイドライン)を決定する。当該決定の対象となる追加的な吸収源活動のうち1990年以降に行われたものは第1約束期間に適用可能(注:炭素蓄積が純減の場合は排出となる)。
- 5項 **【市場経済移行国の基準年】** 附属書 I 国のうち市場経済移行国については、数値目標を算定するための基準年について1990年以外の過去の年又は期間を適用することが可能。
- 6項 条約第4条6項(注:市場経済移行国への弾力的運用)を考慮して、附属書 I 国のうち市場経済移行国については、京都議定書に基づく約束の履行についてある程度の弾力的適用を認める(3条の規定を除く)。
- 7項 **【割当量の計算式】** 附属書 I 国の割当量は、第1約束期間(2008～2012年)については、「基準年排出量」×「附属書Bに示した%」×5 とする。**【1990年の吸収源活動が排出となる国の特例】** 1990年の吸収源活動が排出となる国については、その量を基準年排出量に加えて割当量を算定する。
- 8項 **【HFC等3ガスの基準年排出量】** HFC等3ガスの基準年排出量は、1995年でも可。
- 9項 **【第2約束期間以降の数値目標】** 附属書 I 国の第2約束期間以降の数値目標については、CMP1において第1約束期間末の少なくとも7年前(2005年)までに交渉を開始する。その決定は、第21条7項(注:京都議定書附属書Bの改正)に従って行う。
- 10項 共同実施(第6条)、国際排出量取引(第17条)によって取得したERU、AAUは、取得した国の割当量に加える。
- 11項 共同実施(第6条)、国際排出量取引(第17条)によって移転したERU、AAUは、移転した国の割当量から減じる。
- 12項 CDM(第12条)によって取得したCERは、取得した国の割当量に加える。
- 13項 **【繰り越し】** 附属書 I 国の約束期間における排出量が割当量より少ない場合には、その差は、次期約束期間に繰り越しが可能。
- 14項 **【途上国への悪影響の最小化】** 附属書 I 国は、数値目標の達成に際して、途上国、特に条約第4条8・9項に規定されている国(島嶼国、低地国、乾燥地域・砂漠化地域を有する国、化石燃料の輸出等に大きく経済依存している国、後発開発途上国等)への社会・環境・経済上の悪影響を最小限にするよう努力する。CMP1では、条約第4条8・9項に規定されている途上国への、気候変動による悪影響及び対応措置の実施による悪影響を最小限にするための措置(資金供与、保険、技術移転含む)を検討する。

第4条 目標の共同達成(バブル)

- 1項 **【バブル】** 附属書 I 国は、合意に基づき共同して数値目標を達成してもよい(注:ただし割当量の合計は変わらない)。その場合、それぞれの附属書 I 国に再分配された割当量について合意で定められていることが必要。
- 2項 本条1項に従って合意した国は、京都議定書の締結文書の寄託の日に、合意内容について条約事務局に通報する。
- 3項 本条1項の合意は、第1約束期間に対して有効。
- 4項 締約国が地域経済統合機関(注:欧州共同体(European Community)等)の枠組みにおいて共同して行動する場合、その機関の構成国の変更・追加があったとしても、京都議定書における既存の約束には影響しない。ただし、構成国の変更・追加の後に採択された第3条に基づく数値目標については別。
- 5項 本条1項に従って合意した国が、共同の数値目標を達成できなかった場合、各締約国は合意で規定されている個別の目標に対して責任を持つ。
- 6項 締約国が、京都議定書の締約国となっている地域経済統合機関(注:欧州共同体(European Community)等)の枠組みにおいて共同して行動する場合、共同の数値目標を達成できなかった場合、地域経済統合機関と共に、各締約国は合意で規定されている自国の目標に対して責任を持つ。

第5条 排出量・吸収量推計のための国内制度

- 1項 **【国内制度の設立期限】** 附属書 I 国は、第1約束期間開始の1年前(2007年初)までに、温室効果ガスの排出量・吸収量の推計のための国内制度を設ける。国内制度のためのガイドライン(本条2項で規定する方法を含む)については、CMP1で決定する。
- 2項 **【排出量・吸収量推計のための方法】** 温室効果ガスの排出量・吸収量の推計の方法については、IPCCの承認を経てCOP3で合意されたもの(注:改訂版1996年IPCCガイドライン)とする。この方法が使用されない場合は、CMP1で合意される方法に従って調整する。CMP1は、IPCCやSBSTAでの検討、COP決定等を踏まえて、これらの方法・調整について定期的に審査し、必要に応じて修正する。いかなる修正も、修正後に採択される約束期間の数値目標に関してのみ適用される。
- 3項 **【地球温暖化係数】** 温室効果ガスの地球温暖化係数については、IPCCの承認を経てCOP3で合意されたもの(注:IPCC第二次評価報告書)とする。CMP1は、IPCCやSBSTAでの検討、COP決定等を踏まえて、係数について定期的に審査し、必要に応じて修正する。いかなる修正も、修正後に採択される約束期間の数値目標に関してのみ適用される。

第6条 共同実施(JI: Joint Implementation) (注:京都議定書の中にはJIという言葉は出てこないが、通称として使われている)

- 1項 **【共同実施(JI)】** 附属書 I 国は、数値目標を達成するため、附属書 I 国内で排出削減又は吸収増大プロジェクトを共同で実施し、プロジェクトから生じるクレジット(ERU)を移転・取得することができる。ただし、以下が条件。
 - (a) 関係締約国の承認を得たプロジェクトであること。
 - (b) **【追加性】** プロジェクトがなかった場合に比べて追加的な排出削減又は吸収増大をもたらすこと。
 - (c) 第5条及び7条に基づく義務を遵守していない場合には、ERUを取得しないこと。
 - (d) **【補足性】** ERUの取得が、数値目標を達成するための国内対策に対して補足的であること。
- 2項 CMP1は第1回会合又はそれ以降速やかに、本条の実施のためのガイドライン(検証・報告を含む)を定める。
- 3項 **【法人の参加】** 附属書 I 国は、自国の責任において、法人が本条に基づいてERUの発生・移転・取得を行うことを承認してもよい。
- 4項 第8条の関連規定によって、附属書 I 国が本条を実施することに問題があると明らかになった場合でも、ERUの移転・取得を続けることができる。ただし、その問題が解決されるまでは、数値目標の達成のためにERUを活用することはできない。

第7条 排出量・吸収量の情報の作成・提出

- 1項 **【目録の内容】** 附属書 I 国は、関連するCOP決定に従って温室効果ガスの排出量・吸収量の年次目録(インベントリー)を提出する。その際に、第3条の規定を遵守するために必要な補足的情報(本条4項に従って決定されるもの)を含むこと。
- 2項 **【条約第12条に基づいて提出する国別報告書の内容】** 附属書 I 国は、条約第12条に基づいて提出する国別報告書(注:排出量・吸収量目録や政策・措置等)に、京都議定書を遵守するために必要な補足的情報(本条4項に従って決定されるもの)を含むこと。
- 3項 **【提出のタイミング】** 附属書 I 国は、本条1項に基づく情報を毎年提出する。最初の提出は、京都議定書が自国に対して効力を生じた後の、約束期間の最初の年とし、気候変動枠組条約に基づく目録として提出する。
また附属書 I 国は、本条2項に基づく情報を、京都議定書が自国に対して効力を生じた後、及び本条4項に規定する指針(ガイドライン)が採択された後に、気候変動枠組条約に基づいて提出する国別報告書の一部として提出する。
本条で必要としている情報のその後の提出頻度は、COPが決定する国別報告書の提出時期を考慮しつつ、CMPが決定する。
- 4項 **【情報作成のガイドライン】** CMPは第1回会合において、本条で必要としている情報を作成するための指針(ガイドライン)を決定し、その後定期的に見直す。その際には、COPが決定する附属書 I 国の国別報告書作成のための指針(ガイドライン)を考慮する。
【割当量の計算方法】 CMPは、第1約束期間が始まる前に、割当量(assigned amounts)の計算方法を決定する。

第8条 排出量・吸収量の情報の審査

- 1項 **【専門家レビュー・チームによる審査】** 附属書 I 国が第7条に基づいて提出する情報は、COP決定、及びCMPが本条4項に基づいて採択する指針(ガイドライン)に従って、専門家審査チーム(ERT: Expert Review Team)によって審査される。附属書 I 国が第7条1項に基づいて提出する情報は、排出目録・割当量の毎年の取りまとめ及び計算の一部として審査される。さらに、附属書 I 国が第7条2項に基づいて提出する情報は、国別報告書の一部として審査される。
- 2項 **【専門家レビュー・チームの構成】** 専門家レビュー・チームは条約事務局によって調整される。また、COPの示す指導(ガイダンス)に従い、条約締約国、及び適切な場合には政府間機関が指名する専門家によって構成される。
- 3項 **【審査の内容】** 審査においては、締約国の議定書実施に関する全ての観点について、十分かつ包括的な技術的評価を行う。専門家レビュー・チームは、締約国の約束の履行状況の評価を行うとともに、約束履行に関する潜在的な問題点と約束履行に影響を及ぼす要因について明らかにし、CMPに報告書を提出する。この報告書は条約事務局によって全ての締約国に送付される。条約事務局は、CMPでさらに検討を行うために、報告書で指摘された実施上の課題について一覧表を作成する。
- 4項 **【審査ガイドラインの採択】** CMP1において、COPでの関連する決定を踏まえて、専門家レビュー・チームが京都議定書の実施状況を審査するための指針(ガイドライン)を採択し、その後定期的に見直す。
- 5項 CMPは、SBI、及び適当な場合にはSBSTA(注:第15条参照)の支援を得て、以下を検討する。
- (a) 第7条に基づいて締約国が提出する情報、及び本条に基づいて行われる専門家による報告書
 - (b) 本条3項に基づいて条約事務局が作成する課題一覧表、及び締約国が提起する問題
- 6項 CMPは、本条5項の情報に基づき、京都議定書の実施のために必要な事項について決定を行う。

第9条 京都議定書の見直し

- 1項 CMPは、気候変動とその影響に関する最良の科学的知見並びに技術・社会・経済上の情報等に照らして、京都議定書を定期的に見直す。この見直しは、気候変動枠組条約に基づく見直し(特に条約第4条2(d)(注:条約の目標の見直し)、及び条約第7条2(a)(注:科学的知見等に基づく条約の見直し)で求められているもの)と調整されなければならない。これらの見直しに基づいて、CMPは適当な措置をとる。
- 2項 1回目の見直しは、CMP2で行う。その後は、適切な時期に、定期的に行う。

第10条 全締約国の義務

全締約国は、共通だが差異のある責任及び各国・地域固有の事情を考慮し、非附属書 I 国に新たな約束を導入することなく、条約第4条1項(注:目録・計画の作成・公表等)を再確認し、持続可能な開発の達成のためにこれらを促進し、条約第4条3・5・7項(注:途上国への資金供与・技術移転等)を考慮し、以下を行う。

- (a) COPの合意する比較可能な方法を用い、またCOPの採択する国別報告書の指針(ガイドライン)に沿って、温室効果ガスの排出量・吸収量目録(インベントリー)を作成・更新するための、締約国の社会経済状況を反映する排出係数や活動データ等の質を向上させる費用対効果の大きい国の計画(適当な場合には地域の計画)を、適当な場合において可能な範囲で作成する。
- (b) 気候変動の緩和及び気候変動に対する適応のための措置を含む国の計画(適当な場合には地域の計画)を作成・実施・公表・更新する。
- (i) 当該計画は、エネルギー、運輸、工業、農林業、廃棄物処理等に関係する。また、適応技術、国土計画の改善は気候変動への適応を向上させる。
- (ii) 附属書 I 国は、第7条に従い京都議定書に基づく行動に関する情報(国の計画を含む)を提出する。
他の締約国は、気候変動及びその悪影響に対処するための措置等について、国別報告書に含めるよう努める。
- (c) 気候変動に関連する環境上適性な技術、ノウハウ等の開発・利用・普及、及び途上国に対する移転を促進する。
- (d) 条約第5条(注:研究・組織的観測)を考慮し、気候システム・気候変動の悪影響・対応戦略による影響等に関する不確実性を減少させるために、科学・技術研究等に協力する。
- (e) 条約第6条(注:教育・訓練・啓発)を考慮し、特に途上国の能力開発や専門家養成のための、教育・訓練プログラムを作成・実施する。
- (f) COPの関連する決定に従い、国別報告書の中に、本条による計画・活動に関する情報を含める。
- (g) 本条に基づく約束の履行に当たり、条約第4条8項(注:気候変動の悪影響又は対応措置の実施による影響への対処)に十分考慮する。

第11条 資金供与制度(資金メカニズム)

- 1項 締約国は第10条の実施に際して条約第4条4・5・7・8・9項(注:資金供与・技術移転、気候変動や対応措置の実施による悪影響への対処等)に考慮する。
- 2項 条約附属書 II 国(注:OECD加盟国)は、条約第4条1項(注:目録・計画の作成・公表等)の実施に際して、条約第4条3項(注:資金供与等)、条約第11条(注:資金供与制度)に従い以下を行う。
- (a) 条約第4条1項(a)(注:目録の作成・公表等)の既存の約束であって、第10条(a)の履行を促進するために途上国締約国が負担する費用(合意された分)に充てるため、新規かつ追加的資金を供与すること。
- (b) 条約第4条1項の既存の約束であって、第10条の対象となり、かつ条約第11条に規定する国際組織(注:地球環境ファシリティー(GEF))と合意するものの履行を促進するために途上国締約国が負担する増加費用(合意された分)に充てるため、条約第11条に従い、新規かつ追加的資金を供与すること。
- これらの履行に際しては、資金の流れの妥当性及び予測可能性が必要なこと、及び先進国間での適切な責任分担が重要であることに考慮する。COPの関連決定によって、条約の資金供与制度の運営を委託された組織(注:地球環境ファシリティー(GEF))に対する指導は、本項について準用する。
- 3項 条約附属書 II 国は、二国間・地域間・多国間のチャネルを通じて第10条の実施のための資金を供与することができ、途上国はこれを利用できる。

第12条 クリーン開発メカニズム(CDM: Clean Development Mechanism)

1項 CDMをここに定める。

2項 CDMは、非附属書 I 国が持続可能な開発を達成し条約の究極的な目的に貢献すること、及び附属書 I 国の排出削減の数値目標の達成を支援することを目的とする。

3項 CDMの下で、

(a) 非附属書 I 国は、認証された排出削減量(CER: Certified Emission Reduction) (注:いわゆるクレジット)から利益を得る。

(b) 【数値目標への活用】 附属書 I 国は、CMPの決定に従い、第3条の数値目標の達成のためにプロジェクトから生じるCERを活用することができる。

4項 【CDM理事会】 CDMは、CMPの権限及び指導に従い、CDM理事会(EB: Executive Board)によって監督される。

5項 【DOE】 プロジェクトからの排出削減量は、以下を基礎としてCMPが指定する指定運営組織(OE: operational entity)によって認証される。

(a) 関係する締約国が承認する自発的な参加であること

(b) 気候変動の緩和に、実質的で、測定可能で、長期的な利益をもたらすこと

(c) 認証されたプロジェクトがなかったとした場合に生ずる排出削減に対して追加的であること

6項 CDMは、必要に応じて、認証されたプロジェクトに対する資金供与を支援する。

7項 【CDMの運用ルール】 CMPは第1回会合において、第三者によるプロジェクトの監査・検証を通じて、透明性、効率性、説明責任が確保されるような方法・手続を定める。

8項 【収益の一部】 CMPは、認証されたプロジェクトからの収益の一部(share of the proceeds)が、CDMの運営経費、及び気候変動の悪影響を特に受けやすい途上国締約国の適応費用を支援するために用いられるようにする。

9項 【民間企業の参加】 CDMへは、民間及び公的主体が参加でき、CDM理事会による指導に従わなければならない。

10項 【2000年以降のクレジット】 2000年から第1約束期間の開始までに取得したCERは、第1約束期間の目標達成に活用することができる。

第13条 締約国会合

- 1項 **【CMP】** 条約の最高機関であるCOP(Conference of the Parties)が、京都議定書の締約国会合(MOP: meeting of the Parties)としての役割を果たす。
(注:この場合をCMPと呼ぶ)
- 2項 条約の締約国であって京都議定書の締約国でない国は、CMPの審議にオブザーバーとして参加できるが、京都議定書に関する決定は、京都議定書の締約国のみによって行われる。
- 3項 COPの議長団の構成国であって京都議定書の締約国でない国は、CMPにおいては議長団の構成国とはなれず、京都議定書締約国と交代する。
- 4項 CMPは、京都議定書の実施を定期的に検討するとともに、効果的实施を促進するための決定を行う。また、CMPは京都議定書によって課された任務を遂行するとともに以下を行う。
- (a) 締約国による京都議定書の実施状況や、議定書に基づいてとられる措置の全般的な影響、条約の目的達成に向けての進捗状況を評価すること。
 - (b) 条約第4条2項(d)(注:条約の目標の見直し)、条約第7条2項(注:条約の定期的な検討と進捗評価等)を勧告した上で、条約の実施によって得られた経験や科学・技術上の知識の進展等に照らして、京都議定書の義務について定期的に検討すること。
 - (c) 各締約国の様々な事情を考慮した上で、気候変動及びその影響に対処するための措置について情報交換すること。
 - (d) 2ヶ国以上の締約国の要請に応じて、各締約国の様々な事情を考慮した上で、気候変動及びその影響に対処するための措置の調整を円滑にすること。
 - (e) 京都議定書の効果的な実施のための比較可能な方法を開発し、定期的に改善すること。
 - (f) 京都議定書の実施のために必要な事項について勧告すること。
 - (g) 第11条2項に従って、追加的な資金供与がなされるよう努めること。
 - (h) 京都議定書の実施に必要な補助機関を設置すること。
 - (i) 適切な場合には、国際機関や政府間組織、非政府組織の協力や情報を活用すること。
 - (j) その他京都議定書の実施のために必要なことを実施するとともに、COPの決定によって生じた課題を検討すること。
- 5項 CMPがコンセンサスによって別途決定した場合を除き、COPの手続き及び条約の財政手続は、京都議定書に準用する。
- 6項 **【CMPの開催】** CMP1は、京都議定書の発効後の最初のCOPと共に開催する。その後のCMPの会合は、CMPが特段の決定を行わない限り、COPと共に毎年開催する。
- 7項 CMPの特別会合は、CMPが必要と認める時、又はいずれかの締約国から要請があり6ヶ月以内に締約国の1/3以上がその要請を支持した場合に開催する。
- 8項 **【CMPへのオブザーバー参加】** COPのオブザーバーとなっている国際機関等は、CMPにオブザーバー参加できる。
また京都議定書の範囲で認められている団体(国際、政府、民間、NGO等いずれも可)は、CMP出席国の1/3以上が反対しない限り、CMPにオブザーバー参加できる。

第14条 事務局

- 1項 条約第8条(注:条約事務局について)によって設置された条約事務局が、京都議定書の事務局としての役割を果たす。
- 2項 条約第8条2項(注:条約事務局の役割)、条約第8条3項(注:条約事務局の指定)は、京都議定書に準用する。さらに事務局は京都議定書によって課される任務を遂行する。

第15条 補助機関

- 1項 条約第9条(注:SBSTAについて)、条約第10条(注:SBIについて)によって設置された、「科学・技術上の助言に関する補助機関(SBSTA:Subsidiary Body for Scientific and Technological Advice)」及び「実施に関する補助機関(SBI:Subsidiary Body for Implementation)」は、それぞれ京都議定書の補助機関としての役割を果たす。この2つの補助機関に関する条約の規定は、京都議定書についても準用する。京都議定書としてのそれぞれの補助機関の会合は、条約のそれぞれの補助機関会合と併せて開催する。
- 2項 条約の締約国であって京都議定書の締約国でない国は、補助機関会合の審議にオブザーバーとして参加できるが、京都議定書に関する決定は、京都議定書の締約国のみによって行われる。
- 3項 補助機関の議長団の構成国であって京都議定書の締約国でない国は、補助機関が京都議定書に関する事項について任務を遂行する場合には、議長団の構成国とはならず、京都議定書締約国と交代する。

第16条 実施に関する問題の解決 CMPは、COPでの決定を参考としつつ、条約第13条(注:実施に関する問題の解決)の多国間協議手続きを京都議定書に適用することを速やかに検討し、必要に応じて修正する。京都議定書に適用する多国間協議手続きは、第18条の手続き・制度を妨げない。

第17条 国際排出量取引 COPIは、国際排出量取引(特にその検証、報告、説明責任)に関する原則・方法・規則・指針を定める。京都議定書附属書B国は、第3条の約束履行のため国際排出量取引に参加することができる。国際排出量取引は第3条の数値目標の達成のための国内行動に対して補足的なものとする。

第18条 遵守 CMPはその第1回会合において、京都議定書の不遵守の決定及び対応方法(不遵守時の帰結に関する一覧の作成を含む)のための、適切かつ効果的手続き・制度を承認する。その際には、不遵守の原因・種類・程度・頻度を考慮する。
本条による手続き・制度で拘束力のある措置を伴うものは、この議定書の改正によって採択される。

第19条 紛争解決 紛争の解決については、条約第14条(注:紛争の解決について)を京都議定書に準用する。

第20条 京都議定書の改正

- 1項 締約国は京都議定書の改正を提案することができる。
- 2項 京都議定書の改正は、CMPの通常会合で採択する。改正案は、採択を提案する会合の少なくとも6ヶ月前に条約事務局が締約国に通報する。
- 3項 **【多数決による改正】** 京都議定書の改正は、コンセンサス方式によって合意するようあらゆる努力を行う。それにもかかわらず合意に達しない場合は、当該会合に出席し、かつ投票する締約国の3/4以上の多数決によって採択される。
- 4項 **【改正の発効】** 本条3項に従って採択された改正は、締約国の3/4以上の受諾書を寄託者が受理した日の90日後に、当該改正を受諾した締約国について効力を生ずる。
- 5項 他の締約国(注:本条4項に該当しない国)は、当該改正の受諾書を寄託者に寄託した日の90日後に、その締約国について効力を生ずる。

第21条 京都議定書附属書の改正

- 1項 **【附属書の位置づけ】** 京都議定書の附属書は、京都議定書と不可分である。「京都議定書」という場合には、別段の明示がない限り、附属書を含めているものとする。京都議定書が発効した後に採択される附属書は、表、書式、その他科学的、技術的、手続き的又は事務的な性格の説明的文書に限る。
- 2項 締約国は、京都議定書の新たな附属書案や附属書の改正を提案することができる
- 3項 新たな附属書案や附属書の改正は、CMPの通常会合で採択する。それらの案は、採択を提案する会合の少なくとも6ヶ月前に条約事務局が締約国に通報する。
- 4項 **【多数決による附属書改正】** 新たな附属書案や附属書の改正は、コンセンサス方式によって合意するようあらゆる努力を行う。それにもかかわらず合意に達しない場合は、当該会合に出席し、かつ投票する締約国の3/4以上の多数決によって採択される。
- 5項 **【附属書改正の発効】** 本条3・4項に従って採択された新たな附属書や附属書A・B(注:現行の附属書)以外の改正は、寄託者がその採択を締約国に通報した日の6ヶ月後に、全ての締約国に対して効力を生ずる。ただし、その期間内にそれらの改正を受諾しない旨を書面によって寄託者に通告した締約国は除く。当該締約国から、その通告を撤回する旨の通告を寄託者が受理した日の90日後には、当該締約国に対しても効力を生ずる。
- 6項 新たな附属書案や附属書の改正の採択が京都議定書の改正を伴うものである場合には、それらの改正は、京都議定書の改正が効力を生ずるまでは効力を生じない。
- 7項 **【附属書Bの改正】** 附属書A・Bの改正は、前条の手続きに従って採択され、効力を生ずる。ただし附属書B(注:具体的な数値目標一覧)の改正は、関係締約国の書面による同意を得た場合にのみ採択される。

第22条 投票

- 1項 各締約国は、一票を有する(本条2項の場合を除く)。
- 2項 地域経済統合機関(注:欧州共同体(European Community)等)は、その構成国の数と同数の投票権を行使できる(京都議定書の締約国の範囲内)。ただし、構成国が自国の投票権を行使する場合には、その地域経済統合機関が投票権を行使することはできない。その逆の場合も同様。

第23条 寄託者 京都議定書の寄託者は、国連事務総長とする。

第24条 署名、批准、受諾、承認、加入

- 1項 京都議定書は、条約の締約国(地域経済統合機関含む)による署名のために開放され、その後、批准、受諾又は承認されることが必要。国連本部(ニューヨーク)では、1998年3月16日～1999年3月15日まで、署名のために開放する。署名期間の後、加入のために開放する。批准書、受諾書、承認書又は加入書は、寄託者に寄託する。
- 2項 地域経済統合機関(注: 欧州共同体(European Community)等)で、その構成国全てが京都議定書締約国でない場合は、その機関が京都議定書の義務を負う。地域経済統合機関で、その構成国に1ヶ国以上の京都議定書締約国がある場合、当該機関とその構成国との間で、京都議定書の義務履行について責任分担を行う。この場合、当該機関とその構成国は、京都議定書に基づく権利を同時に行使することはできない。
- 3項 地域経済統合機関は、京都議定書が規定する事項に関するその機関の権限の範囲を、批准書、受諾書、承認書又は加入書に宣言する。当該機関は、その権限の範囲についての実質的な変更を寄託者に通報し、寄託者はこれを締約国に通報する。

第25条 発効

- 1項 **【発効要件】** 京都議定書は、以下の条約締約国が批准書、受諾書、承認書又は加入書を寄託者に寄託した日の90日後に発効する。
55ヶ国以上の条約締約国
かつ、1990年の附属書 I 国の二酸化炭素総排出量のうち55%以上を占める附属書 I 国
- 2項 「1990年の附属書 I 国の二酸化炭素総排出量」とは、京都議定書の採択日以前に、附属書 I 国が条約第12条に基づいて提出した第1回目の国別報告書(注: 排出・吸収目録や政策・措置等)に記載された量をいう。
- 3項 京都議定書が本条1項の要件を満たした後に、批准書、受諾書、承認書又は加入書を寄託者に寄託した国又は地域経済統合機関については、寄託の日の90日後に効力を生ずる。
- 4項 地域経済統合機関による寄託は、本条の適用においては、当該機関の構成国によって寄託された数に加えることはできない。

第26条 留保 京都議定書には、いかなる留保も付けることはできない。

第27条 脱退

- 1項 締約国は、京都議定書が自国に対して効力を生じた日より3年後から、寄託者に対し書面による脱退通告を行うことにより、京都議定書から脱退できる。
- 2項 1項の脱退は、寄託者が脱退通告を受領した日から1年後、又はそれより遅い日であって脱退通告で指定されている日に効力を生ずる。
- 3項 条約から脱退した締約国は、京都議定書からも脱退したとみなす。

第28条 正文 アラビア語、中国語、英語、フランス語、ロシア語、スペイン語を正文とする京都議定書原本は、国連事務総長に寄託する。
1997年12月11日に京都で作成した。
以上の証拠として、下名は、正当な委任を受けて、それぞれ明記する日に本議定書に署名した。

附属書A

温室効果ガス

二酸化炭素(CO₂)
メタン(CH₄)
一酸化二窒素(N₂O)
ハイドロフルオロカーボン(HFCs)
パーフルオロカーボン(PFCs)
六ふっ化硫黄(SF₆)

部門及び排出源の区分

エネルギー	燃料の燃焼 エネルギー産業 製造業及び建設業 運輸 その他の部門 その他
燃料からの漏出	固体燃料 石油及び天然ガス その他
産業の工程	鉱物製品 化学産業 金属の生産 その他の生産 ハロゲン元素を含む炭素化合物及び六ふっ化硫黄の生産 ハロゲン元素を含む炭素化合物及び六ふっ化硫黄の消費 その他
溶剤及びその他の製品の利用	
農業	消化管内発酵 家畜排せつ物の管理 稲作 農用地の土壌 サバンナを計画的に焼くこと。 野外で農作物の残留物を焼くこと。 その他
廃棄物	固形廃棄物の陸上における処分 廃水の処理 廃棄物の焼却 その他

附属書B

締約国	数値目標	締約国	数値目標
オーストラリア	108	ラトヴィア*	92
オーストリア	92	リヒテンシュタイン	92
ベルギー	92	リトアニア*	92
ブルガリア*	92	ルクセンブルグ	92
カナダ	94	モナコ	92
クロアチア*	95	オランダ	92
チェコ共和国*	92	ニュージーランド	100
デンマーク	92	ノルウェー	101
エストニア*	92	ポーランド*	94
欧州共同体	92	ポルトガル	92
フィンランド	92	ルーマニア*	92
フランス	92	ロシア連邦*	100
ドイツ	92	スロヴァキア*	92
ギリシャ	92	スロヴェニア*	92
ハンガリー*	94	スペイン	92
アイスランド	110	スウェーデン	92
アイルランド	92	スイス	92
イタリア	92	ウクライナ	100
日本	94	イギリス	92
*は市場経済移行国		アメリカ合衆国	93
(数値目標は、基準年に対するパーセンテージ)			